

被扶養者資格確認調査（検認）に関するQ & A

《本調査について》

Q 1 なぜ被扶養者の資格確認調査（検認）が必要なのですか。

A 1 健康保険組合は、健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省通知等により、認定後も扶養状況の確認を行うことになっているためです。
届け出漏れ等により、認定要件を満たしていない家族が認定され続けると、健康保険料から本来負担しなくてもよい費用を支出することになり、健保組合財政の悪化、ひいては保険料の引き上げにつながる恐れがあります。

Q 2 「被扶養者資格確認調査票」等を提出しなかった場合は、どうなりますか。

A 2 期日までにご提出がない（確認書類の不備を含む）等で審査ができない場合は、2017年1月1日付で被扶養者の資格を喪失することになります。

《調査票・確認書類について》

Q 3 書類は全て原本を提出しないとイケませんか。

A 3 確認書類については、原則として全て「写し」で提出可能です。

Q 4 発行に伴う手数料等はどうなりますか。

A 4 手数料等は、ご自身で負担願います。

Q 5 「被扶養者資格確認調査票」に、就職等により認定要件を満たしていない対象者の名前が記載されています。どうしたらよいですか。

A 5 被扶養者が「既に就職をしている」「(年金や給与の)収入が増加した」等により、認定要件を満たしていない場合は、速やかに事実発生日付で被扶養者の削除手続きをお願いいたします。
なお、すでに削除手続きがお済みの場合は、調査票のみをご提出ください。

Q 6 「被扶養者資格確認調査票」等の提出期限の前に被保険者が退職する予定ですが、その場合でも提出が必要ですか。

A 6 調査票に記載された「被保険者氏名」の右余白に、退職（予定）日を記入のうえ、事業所担当者へご提出ください。その際、確認書類の添付は不要です。
記入例）○月○日退職（予定）

Q 7 対象者の「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」はどこで入手できますか。

A 7 本年1月1日時点で住民登録されている市区町村役所にて発行されます。
収入がない場合でも、収入金額が「0円」、「*」、「—」等と記載された証明書が発行されますので、提出が必要です。

Q 8 「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の代わりに、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定／変更通知書（納税義務者用）」（お住まいの地域によって、名称が一部異なる場合があります）を提出してもよいですか。

A 8 給与収入者の場合、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定／変更通知書（納税義務者用）」でも給与以外の収入の有無を確認できるため、「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の代用として提出可能です。

Q 9 「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の代わりに、「源泉徴収票」を提出してもよいですか。

A 9 「源泉徴収票」では給与以外の収入の有無を確認できないため、「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の提出が必要です。

Q 10 昨年、海外に居住していたため、「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」が発行されませんが、どうしたらよいですか。

A 10 調査票の備考欄に「〇〇年〇月〇日まで海外居住」と記入のうえ、現在収入がある場合はその他の確認書類と併せてご提出ください。

Q 11 資格確認対象者は昨年6月に退職し、現在は収入がありません。「課税（非課税）証明書」等には在職中の収入が記載されていますが、問題ないですか。

A 11 調査票の備考欄に「〇〇年〇月〇日退職」と記入のうえ、ご提出ください。

Q 12 給与収入がある場合、なぜ、9月以前の就労にかかる給与明細書ではいけないのですか。

A 12 給与明細書は、①年間収入見込額の算出や、②雇用先で健康保険の取得要件を満たしているかどうかの確認を目的として提出いただいています。9月以前の就労にかかる給与明細書は、①の目的には合致していますが、本年10月から短時間労働者の健康保険適用拡大が実施されたことにより、②の目的には使用することができません。そのため、今年度はどちらの目的も満たしている10月1日以降の就労にかかる給与明細書が必要になります。

Q 1 3 給与収入がある場合、毎年、給与明細書を3カ月分添付することになっていたと思いますが、なぜ、今年は2カ月分なのですか。

A 1 3 本年10月から短時間労働者の健康保険適用拡大が実施されたことにより、例年に比べ調査開始時期や調査票の提出期限を1カ月遅らせました。そのため、今年度の被扶養者資格確認調査（検認）に限り、特例として、10月・11月の就労にかかる2カ月分の給与明細書でA6の①②を確認いたします。なお、状況によっては12月就労分の給与明細書の追加提出を求める場合があります。

Q 1 4 10月1日以降の就労にかかる給与明細書の平均給与額（残業手当や通勤手当を除く）が8.8万円以上の場合、なぜ、雇用契約書も併せて添付しなければならないのですか。

A 1 4 本年10月から短時間労働者の健康保険適用拡大が実施されたことにより、平均給与額が8.8万円以上の場合、被保険者の資格取得要件を満たす可能性があります。この適用拡大により、本年10月から資格取得要件の判断基準の考え方が、労働時間等の「実態ベース」から、「雇用契約書（形式）ベース」に変更されたため、雇用契約書を確認する必要があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

Q 1 5 自営業をしているが、「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」に営業所得等の記載があれば、「確定申告書」と「収支内訳書」の提出は不要ですか。

A 1 5 自営業等の事業収入がある方の収入は、総収入から労金健保が認めた必要最低限の経費を差し引いた金額で判断しますので、「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」の他に、「確定申告書」と「収支内訳書」の提出が必要です。

Q 1 6 年金振込通知書や年金額改定通知書を紛失してしまった場合は、どうすればよいのですか。

A 1 6 直近の年金が振り込まれている通帳（口座名義が記載されている表紙と受給金額が記載されている頁）の写しを提出してください。なお、不要な情報については、黒く塗りつぶしていただいても構いません。

Q 1 7 単身赴任による対象者との別居の場合は、送金（仕送り）確認書類の提出が必要ですか。

A 1 7 同居の延長と考えますので、送金（仕送り）確認書類の提出は不要です。

Q 1 8 調査票の被保険者署名欄の押印は、必ず必要ですか。

A 1 8 自署の場合は、押印を省略しても構いません。

《収入基準（範囲）について》

Q 1 9 パート・アルバイトによる給与収入がある場合は、総支給額（税金等控除前）と手取り額（税金等控除後）のどちらで判断しますか。

A 1 9 総支給額（税金等控除前）で判断します。ただし、交通費については収入とみなしません。

Q 2 0 パート・アルバイトによる給与収入の限度額は、月額 108,334 円（60 歳以上等の場合は 150,000 円）未満とありますが、月によって限度額を超えてしまうときは、扶養から外れなければなりませんか。

A 2 0 直近 3 カ月分の給与明細書等の提出により、1 カ月の平均額が限度額を満たしているかで判断します。なお、直近の平均額で判断できない場合は、別途年間収入が確認できる書類の提出により審査を行います。ただし、勤務先で健康保険の資格取得要件（※）を満たしている場合は、収入要件を満たしていても、被扶養者とは認められません。

※「健康保険の資格取得要件」とは、短時間就労者（いわゆるパートタイマー）についても、働いている時間、日数などがその事業所で同様の業務に従事する常時雇用者のおおむね 4 分の 3 以上あれば、原則として被保険者となります。また、1 週間の所定労働時間、1 カ月間の所定労働日数が常時雇用者の 4 分の 3 未満であっても、次の条件をすべて満たす場合は被保険者になります。

- ・厚生年金保険の被保険者数が 501 人以上の事業所に勤務していること。
- ・週の所定労働時間が 20 時間以上あること。
- ・勤務期間が 1 年以上見込まれること。
- ・賃金月額が 8.8 万円以上であること。
- ・学生でないこと。

Q 2 1 「課税（非課税）証明書」または「所得証明書」には記載されない障害年金も収入となりますか。

A 2 1 障害年金については、税法上は非課税となりますが、健康保険の被扶養者となるための収入の範囲に含まれます。受給している場合は、直近の年金振込通知書または年金額改定通知書の提出が必要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせ願います。

全国労働金庫健康保険組合 業務部

TEL 03(5217)3162